安心への第一歩!! 子どもを守る フィルタリング



有害情報から 子どもを守る キーワード

フィルタリングとは

インターネット上の出会い系サイトなどの子どもに見せたくないサイトを画面に表示しないようにする機能のことで、子どもをインターネット上の有害情報から守るためには、有効なものです。「フィルタリング」には、様々な種類があり、子どもの年齢やご家庭のポリシーにあわせて選択することができます。

「フィルタリング」の 方式としては、 次のものがあります。



フィルタリングの方式

ホワイトリスト方式

子どもにとって安全と思われるサイトにのみアクセス可能で、 それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式。

ブラックリスト方式

出会い系サイトやアダルトサイトなど、子どもにとって有害な特定のカテゴリに属するサイトへのアクセスを制限する方式。

フィルタリング普及への取組

総務省では、携帯電話事業者やプロバイダなどのフィルタリングに関係する業界と連携して、フィルタリングの普及に取り組んでいます。業界では、以下のロゴマークを制定し、PRキャンペーンを行うなど、フィルタリングの普及促進活動を行っています!



●フィルタリングの紹介サイト●

フィルタリングサービスの詳細は、 以下のホームページにも紹介されています。 ぜひご覧ください。

総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html (PC用) http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/i/index.html (携帯用)



社団法人電気通信事業者協会 (携帯電話・PHSのフィルタリング) http://www.tca.or.jp/japan/information/keitai/index6.html

財団法人インターネット協会 (フィルタリングソフト)
http://www.iajapan.org/filtering/



とても便利なインターネット! でも…インターネット上には 危険がいっぱい!?



インターネットは、仕事や暮らしに必要な情報の収集から、 お店の予約や旅行の手配など、今では私たちの生活の 様々な場面で欠かせないものとなっています。しかし、 インターネットを利用していると、子どもたちに見せたくない 情報に行き当たることがありませんか?出会い系サイトや アダルトサイト、暴力的なサイトや自殺サイトなどなど…。 このようなサイトを通じて、子どもが事件に巻き込まれ、 被害に遭うケースが少なくありません。インターネット上の 有害情報や犯罪から子どもを守るための有効な対策が 「フィルタリング」なのです。

フィルタリングの 利用方法は?

インターネットへの接続は、パソコンと携帯電話などから可能です。このため、フィルタリングもパソコンの場合と携帯電話の場合とがあります。

携帯電話・PHSの場合

- 携帯電話・PHS各社は、 フィルタリングサービスを「無料 |で提供。
- 子どもが契約者となっている場合でも、 保護者からの申込が可能。
- 申込は、各社ショップ店頭、 インフォメーションセンター、 webサイト、モバイルサイトから可能。

※サービスの内容などの詳細については、 各社にお問い合わせください。

ドコモ インフォメーションセンター 【ドコモの携帯電話から】 局番なし 151 (無料) [一般電話から] 0120-800-000(無料)

au お客さまセンター

【auの携帯電話から】 同番なし 157(無料) 【一般電話から】 0077-7-111(無利)

ソフトバンク お客さまセンター

【ソフトバンクの携帯電話から】 局番なし 157(無料) [一般電話から] 0088-21-2000 (無料)

ウィルコム サービスセンター

【ウィルコムの電話から】 局番なし 116 (無料) [一般電話から] 0120-921-156 (無料)

イー・モバイル カスタマーセンター 【イー・モバイルの携帯電話から】局番なし 157(無料) [一般電話から] 0120-736-157(無料)



- ●フィルタリングソフト (家電量販店 などで販売されています)を パソコンにインストールする方法。
- ●プロバイダが提供している フィルタリングサービスに 加入する方法。
- ※詳細については、フィルタリングソフトを 提供しているソフトメーカーや ご契約されているプロバイダに お問い合わせください。



保護者の皆様へ

- ①青少年(18才未満)が使用する携帯電話·PHSの契約時には、保護者 から不要の申出がない限り、フィルタリングサービスが設定されます。
- ②保護者は、青少年のために携帯電話・PHSを購入、使用させるときは、 契約時に使用者が青少年であることを事業者に申し出ることが必要です。

【携帯電話のフィルタリングについて】

- ①第三者機関(EMA(※))が認定したサイトについては、フィルタリングの 制限対象外となります。
- ②

 一部の携帯電話事業者では、閲覧制限の対象となっているサイトについて、 保護者が閲覧可能なサイトを個別に設定できる機能(いわゆる「カスタマ イズ機能」)を提供しています。
- 閲覧可能な範囲を設定できます。
- ※モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA) 青少年を違法・有害情報から保護し、健全なモバイルコンテンツの発展を促進することを 目的として設立された第三者機関です。現在の認定サイトについては、こちらをご覧ください。

パソコンの場合

作っていますか? ~ご家庭でのインターネット利用のルールについて~

便利で楽しいインターネットを安全に利用していくために、お子さんの発達に応じた インターネット利用のルールを決めて、しっかりとお子さんを見守っていきましょう。

- ○書き込みをする場合には相手を思いやった書き込みをする
- ○不用意に名前、住所、電話番号などの個人が特定される書き込みをしない
- ○利用時間帯を決め生活習慣を崩さないようにする
- ○困ったことがあったら、すぐに相談する

などが挙げられます。

また、政府や民間事業者では、インターネットの安全な利用方法を学ぶことが できるホームページを設けたり、講座を開催していますので、ご活用ください。

犯罪や有害情報からお子さんを守るため、ご利用ください。